

## 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

### <改正理由及び内容>

国の実施要綱・要領が改正されたことに伴い、関係条文及び別表を改める。

- ・農地中間管理機構を活用して園地集積を行った「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」に対する果樹生産向上モデル確立推進事業の新規追加：（第72条～第76条）
- ・整備事業における4年後、8年後現地確認に係る必要書類の追加と必要書類の保管年数の設定：（第53条の2）
- ・農地を集積し、急傾斜地から平地等に移動して改植を実施する場合の補助単価の増額（園地条件等要件が合致する場合、10aあたり2万円）：（別表2の1の(1)のア）

新
第1条～第2条（略）
（業 務）
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、 <u>果樹農業好循環形成総合対策実施要綱</u> （平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び <u>果樹農業好循環形成総合対策実施要領</u> （平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。 （1）果実需給安定対策の推進 （2）果実計画生産 <u>確認</u> 事業並びにそれに必要な交付準備金の造成  （3）緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、 <u>果樹生産向上モデル確立推進事業</u> 、 <u>果実加工需要対応産地強化事業</u> 及び <u>果実輸出支援強化事業</u> の実施並びにこれらの事業に対する補助 （4）知事が必要と認める業務の実施 （5）本条に定める業務に附帯する業務
2～3（略）
第4条～第11条（略）
第3章 交付準備金の造成及び管理
第1節 総則 （交付準備金の造成及び管理）
第12条 本会は、第3条第1項第2号の果実計画生産 <u>確認</u> 事業について、第2節に定めるところにより、負担金、補助金等により交付準備金を造成する。  2～3（略）
第13条～第14条（略）

旧
第1条～第2条（略）
（業 務）
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、 <u>果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱</u> （平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び <u>果樹農業好循環形成総合対策等実施要領</u> （平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。 （1）果実需給安定対策の推進 （2）果実計画生産 <u>推進</u> 事業及び <u>果実加工需要対応産地育成事業のうち加工原料用果実価格安定型の実施</u> 並びにそれに必要な交付準備金の造成 （3）緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、 <u>果実加工需要対応産地強化事業</u> 及び <u>果実輸出支援強化事業</u> の実施並びにこれらの事業に対する補助  （4）知事が必要と認める業務の実施 （5）本条に定める業務に附帯する業務
2～3（略）
第4条～第11条（略）
第3章 交付準備金の造成及び管理
第1節 総則 （交付準備金の造成及び管理）
第12条 本会は、第3条第1項第2号の果実計画生産 <u>確認</u> 事業及び <u>果実加工需要対応産地育成事業のうち加工原料用果実価格安定型</u> について、第2節 <u>及び第3節</u> に定めるところにより、負担金、補助金等により交付準備金を造成する。  2～3（略）
第13条～第14条（略）

新

第2節 果実計画生産確認事業  
(事業の内容)

第15条 本会は、指定果実の計画的生産出荷を促進するため、計画的生産出荷の指導及び第9条第2項の指針が策定された場合の計画的生産を促進するための措置を講じる者に対し、補給金を交付する。

第16条～第23条 (略)

第4章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第24条 本会は、第3条第1項第3号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業を実施する者に対して補助する。

第25条～第30条 (略)

(補助対象となる経費及び補助率)

第31条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表2から9に定めるところによる。

第32条～第37条 (略)

(推進指導体制等)

第38条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱第3の1の(6)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱第3の1の(6)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、定額の事業にあっては、正確な面積の把握に、定率事業にあっては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする
- (4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。  
なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。
- (5) 要領第2の1の(5)により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合には、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施される際に、本会は、都道府県に対し、必要に応じて助言等を行うよう努めるものとする。

旧

第2節 果実計画生産推進事業  
(事業の内容)

第15条 本会は、指定果実の計画的生産出荷を促進するため、計画的生産出荷の指導及び第9条第2項の指針が策定された場合の計画的生産を促進するための措置を講じる者に対し、補給金を交付する。

第16条～第23条 (略)

第4章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第24条 本会は、第3条第1項第3号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業を実施する者に対して補助する。

第25条～第30条 (略)

(補助対象となる経費及び補助率)

第31条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表2から3に定めるところによる。

第32条～第37条 (略)

(推進指導体制等)

第38条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱第3の1の(6)のアの(イ)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱第3の1の(6)のアの(ウ)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、定額の事業にあっては、正確な面積の把握に、定率事業にあっては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする
- (4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
- (5) 要領第2の1の(5)により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合には、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施される際に、本会は、都道府県に対し、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

新

第39条 (略)

(整備事業実施の要件)

第40条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。ただし実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

ア 種苗法に基づく品種登録からおおむね10年以内の品種又は産地での栽培実績がおおむね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。

イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。

(6)～(8) (略)

(9) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 国の補助事業による整備が困難であること。

イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

第41条～第52条 (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第53条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあっては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第108条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあっては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第35条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 前項の確認にあたっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて整備事業報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については8年後確認まで、8年後確認については確認後5年間保管するものとする。

第54条～第59条 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第60条 本会は、産地協議会の事業計画ごとに、要領第2の1の(ア)の規定により政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2 産地協議会は、中央協会の実施細則に定める様式により、第1項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第42条第4号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、第42条第5号の本会から知事及び中央協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3 本会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画を優先的に採択するものとする。

旧

第39条 (略)

(整備事業実施の要件)

第40条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。ただし実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

ア 種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。

イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。

(6)～(8) (略)

(9) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 国の補助事業による整備が困難であること。

イ 原則として支援対象者が果樹共済に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

第41条～第52条 (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第53条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあっては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第104条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあっては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第35条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

(新規)

第54条～第59条 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第60条 本会は、第42条第1号の事業計画ごとに、政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2 産地協議会は、中央協会の実施細則に定める様式により、第1項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第42条第4号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、第42条第5号の本会から知事及び中央協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3 中央協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的な配分があった場合には、このことを考慮して配分するものとする。

新

(果樹収穫共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化)

第61条 要領第2の1の(6)の規定により事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹収穫共済及び収入保険、その他の農業関係保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

第62条～第68条 (略)

(補助金の額等)

第69条 支援対象者ごとの補助金の額は、第65条の(1)の改植等の園地ごとの面積に、中央協会が実施細則に定める助成単価及び要領第2の2の(1)のイの支援対象期間の4年間(要領第2の2の(1)のイのただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数(1年に満たない日数については、これを切り捨てて得た年数)を減じた年数。)を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

第70条～第71条 (略)

第4節 果樹生産性向上モデル確立推進事業

(事業の内容)

第72条 果樹生産性向上モデル確立推進事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及を行う事業とする。

2 前項の事業実施者は、本会とする。

3 前項の事業の取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」の取り組みを実施する産地協議会(以下「果樹モデル地区協議会」という。)とする。

(事業実施計画の承認)

第73条 本会は、要綱第3の3の(7)により果樹生産性向上モデル確立事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ知事と協議を了した上で、中央協会にも協議するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第74条 本会は、要綱第3の3の(9)のアの補助金の交付申請があつた場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とし、実証のために行う改植等の補助率は第2節の事業に準じるものとする。

3 本会は、要綱第3の3の(9)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があつた場合には、その内容を審査して中央協会に提出するものとし、中央協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、果樹モデル地区協議会に補助金を交付するものとする。

旧

(果樹収穫共済への加入等による果樹経営の安定化)

第61条 本事業の実施に当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹収穫共済への加入等により果樹経営の安定化に努めるものとする。

第62条～第68条 (略)

(補助金の額等)

第69条 支援対象者ごとの補助金の額は、第65条の(1)の改植等の園地ごとの面積に、中央協会が実施細則に定める助成単価及び要領第2の2の(1)のイの支援対象期間の4年間(要領第2の2の(1)のイの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数(1年に満たない日数については、これを切り捨てて得た年数)を減じた年数。)を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

第70条～第71条 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

新

(事業実施状況の報告等)

第75条 本会は、要綱第3の3の(10)の事業実施状況の報告があった場合には、要領第2の3の(12)のイに定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した果樹モデル地区協議会に対し、都道府県と協力して必要な措置を講ずるなどを行うものとする。

(事業の評価)

第76条 本会は、要綱第3の3の(11)の事業評価について報告があった場合には、要領第2の3の(13)のイ及びウに定めるところにより、その内容の点検評価、果樹モデル地区協議会に対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央協会に報告するほか、必要な場合には、当該果樹モデル地区協議会に対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

第5節 緊急需給調整特別対策事業

第77条～第82条 (略)

(緊急需給調整の実行)

第83条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第81条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め（以下「数量契約」という。）を行うものとする。

(緊急需給調整資金の造成)

第84条 本会は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、山形県からの補助金とあわせてあらかじめ緊急需給調整資金を造成するものとする。

2 前項の緊急需給調整資金の額は、別表5により算出された額とする。

3 本会は、この事業の業務対象年間の終了をもって、又は、対象期間の期中において、本資金を解消し、負担金の納付者及び補助金の交付者への返納等資金の整理を行うことができる。

(指定果実出荷事業者に対する補給金の交付)

第85条 本会は、指定果実出荷事業者からの申請により補給金を交付するものとする。

2 本会は、中央協会及び山形県に前項の補給金を交付するのに要する経費の一部について、補助金の交付申請を行うものとする。

3 第1項の補給金の額は、別表5のとおりとする。

(補給金の交付申請)

第86条 指定果実出荷事業者は、事業終了後、第90条により産地調整実績報告が承認されたときは、本会に補給金交付申請書を提出するものとする。

2 指定果実出荷事業者は、既に提出した補給金交付申請書に変更がある場合は、補給金変更交付申請書を作成し本会に提出するものとする。

第87条～第89条 (略)

(削 除)

旧

(新 規)

(新 規)

第4節 緊急需給調整特別対策事業

第72条～第77条 (略)

(緊急需給調整の実行)

第78条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第76条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め（以下「数量契約」という。）を行うものとする。

(緊急需給調整資金の造成)

第79条 本会は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、山形県からの補助金とあわせてあらかじめ緊急需給調整資金を造成するものとする。

2 前項の緊急需給調整資金の額は、別表2により算出された額とする。

3 本会は、この事業の業務対象年間の終了をもって、又は、対象期間の期中において、本資金を解消し、負担金の納付者及び補助金の交付者への返納等資金の整理を行うことができる。

(指定果実出荷事業者に対する補給金の交付)

第80条 本会は、指定果実出荷事業者からの申請により補給金を交付するものとする。

2 本会は、中央協会及び山形県に前項の補給金を交付するのに要する経費の一部について、補助金の交付申請を行うものとする。

3 第1項の補給金の額は、別表4のとおりとする。

(補給金の交付申請)

第81条 指定果実出荷事業者は、事業終了後、第86条により産地調整実績報告が承認されたときは、本会に補給金交付申請書を提出するものとする。

2 指定果実出荷事業者は、既に提出した補給金交付申請書に変更がある場合は、補給金変更交付申請書を作成し本会に提出するものとする。

第82条～第84条 (略)

(補助金の対象経費)

第85条 補助金の対象経費については、別表4で定める。

新

第90条～第91条（略）

第6節 果汁特別調整保管等対策事業  
（事業の内容等）

第92条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

2 前項の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、中央協会は要綱第2の6の(3)のウの(ウ)により果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。

3 第1項の果実の産地廃棄に係る事業の実施者は、指定果実出荷事業者とする。ただし、当該事業者に出荷している指定果実生産者が計画的生産を的確に実施している場合に限る。

第7節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業  
第93条～第94条（略）

第8節 果実加工需要対応産地強化事業  
第1款 国産果実競争力強化事業  
（事業の内容等）

第95条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 前項の事業の実施者は、本会及び生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、中央協会に限る。

第96条～第98条（略）

第9節 果実輸出支援強化事業  
第99条～第100条（略）

第5章 その他  
（都道府県推進事務費）

第101条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第3号（ただし、し、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業を除く。）までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

（業務の委託）

第102条 本会は、必要があると認めるときは理事会の承認を受けて、適当と認められる団体に対しこの業務方法書による本会の業務の一部を委託することができる。

旧

第86条～第87条（略）

第5節 果汁特別調整保管等対策事業  
（事業の内容等）

第88条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

2 前項の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、中央協会は要綱第2の6の(2)のイの(ウ)のcにより果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。

3 第1項の果実の産地廃棄に係る事業の実施者は、指定果実出荷事業者とする。ただし、当該事業者に出荷している指定果実生産者が計画的生産を的確に実施している場合に限る。

第6節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業  
第89条～第90条（略）

第7節 果実加工需要対応産地強化事業  
第1款 国産果実競争力強化事業  
（事業の内容等）

第91条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 前項の事業の実施者は、本会及び生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、本会に限る。

第92条～第94条（略）

第8節 果実輸出支援強化事業  
第95条～第96条（略）

第5章 その他  
（都道府県推進事務費）

第97条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第3号（ただし、し、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を除く。）までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

（業務の委託）

第98条 本会は、第58条のほか、必要があると認めるときは理事会の承認を受けて、適当と認められる団体に対しこの業務方法書による本会の業務の一部を委託することができる。

新

(報告の徴取及び閲覧)

第103条 本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において、補給金の交付者、支援対象者及び事業実施者（以下「事業関係者」という。）に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、会員の事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。

ただし、第52条第2号及び第3号に定める事後確認に関する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

第104条～第109条 (略)

(各種施策との連携)

第110条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

附 則（平成30年6月18日付け）

1 この業務方法書の変更は、平成30年6月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成30年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成30年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

旧

(報告の徴取及び閲覧)

第99条 本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において、補給金の交付者、支援対象者、生産者補給金の交付者、契約会員及び事業実施者（以下「事業関係者」という。）に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、会員の事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。

ただし、第52条第2号及び第3号に定める事後確認に関する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

第100条～第105条 (略)

(新 規)

新

別表1 (計画生産確認事業関係)  
(略)

別表2 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 補助率 a～c (略)</p> <p><u>d 次の(a)又は(b)のいずれかの場合にあっては、次の額をa、bの額それぞれに加算する。ただし、(a)及び(b)の取組を重複して実施する場合であっても、加算の上限は2万円/10アールとする。</u> 定額 2万円/10アール</p> <p><u>(a) 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と本会が認めた者が行う改植であって、一定の要件を満たす場合</u></p> <p><u>(b) 農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して行う改植であって、一定の要件を満たす場合</u></p> <p>e～f (略)</p> <p>(ウ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 改植単価の加算の要件</p> <p><u>a (イ)のdの(a)の一定の要件を満たす場合と農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定であって、果樹園地の集約化等の取り組みを行っており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p><u>(a) 2号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層の経費が嵩む場合</u></p> <p><u>(b) 中央協会が以下の場合に該当すると認めた園地</u></p> <p><u>① 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</u></p> <p><u>② 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であって、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合</u></p> <p><u>b (イ)のeの(b)の一定の要件を満たす場合とは、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地について、労働生産性の向上が見込まれる集約された園地への移動を行うものであって、かつ、以下の要件を全て満たす場合とする。</u></p> <p><u>(a) 50アール以上のまとまった農地に移動すること</u></p> <p><u>(b) 改植8年後までに①かつ②の目標を達成すること</u></p> <p><u>① 移動後の園地の10アール当たりの労働時間を産地の平均より10%以上縮減すること。</u></p> <p><u>② 移動後の園地の10アール当たり販売額又は所得額を、移動前の園地に比べ10%以上増加すること。</u></p>

旧

別表1 (計画生産推進事業関係)  
(略)

別表2 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 補助率 a～c (略)</p> <p><u>d 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と中央協会が認めた者が行う改植であって、一定の要件を満たす場合にあっては、次の額をa、bの額にそれぞれ加算する。</u> 定額 2万円/10アール</p> <p>e～f (略)</p> <p>(ウ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 改植単価の加算の要件</p> <p>(イ)のdの一定の要件を満たす場合と農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定であって、果樹園地の集約化等の取り組みを行っており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p><u>a 2号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層の経費が嵩む場合</u></p> <p><u>b 中央協会が以下の場合に該当すると認めた園地</u></p> <p><u>(a) 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</u></p> <p><u>(b) 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であって、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

新

(c) 次のいずれかに該当すること

① 2号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が高む場合

② 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合

(ケ) (ク)のaの柱がきの要件を満たし、かつ、(ク)のaの(b)の②を満たす場合であって、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(イ)のdの規定を準用する。

(コ) (ク)のa及び(ケ)の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。

イ 高接

(略)

(2)～(4) (略)

(5) 特認事業

ア～イ (略)

ウ 中央協会業務方法書第32条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) (1)のアの(ク)のbの柱書並びに(a)及び(b)の要件を満たす改植の移動先の土地と地続きの土地において、産地計画の目標面積の範囲内で改植と同一の品目・品種の新植を行う場合

2 推進事業

(略)

3 推進事務費

ア～イ (略)

ウ 推進事務費の用途の基準

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業を行うに必要な次に掲げる経費

対 象 経 費	旅費	(略)
	賃金	(略)
	共済費	(略)
	報償費	(略)
	需用費	(略)
	役務費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金、謝金及び都道府県法人等が支払う補助金に係るもの）
	使用料及び賃借料 備品購入費 光熱水料	(略) (略) (略)
交付対象期間		(略)

旧

(新規)

(ケ) (ク)の柱がきの要件を満たし、かつ、(ク)のbの(b)を満たす場合であって、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(イ)のdの規定を準用する。

(コ) (ク)及び(ケ)の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。

イ 高接

(略)

(2)～(4) (略)

(5) 特認事業

ア～イ (略)

ウ 中央協会業務方法書第32条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア)～(ウ) (略)

(新規)

2 推進事業

(略)

3 推進事務費

ア～イ (略)

ウ 推進事務費の用途の基準

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業を行うに必要な次に掲げる経費

対 象 経 費	旅費	(略)
	賃金	(略)
	共済費	(略)
	報償費	(略)
	需用費	(略)
	役務費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金、謝金に係るもの）
	使用料及び賃借料 備品購入費 光熱水料	(略) (略) (略)
交付対象期間		(略)

新

別表3 (略)

別表4 (果樹生産性向上モデル確立推進事業)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要領第2の3の(9)の別表1に掲げる経費
2 補助率	定額 ただし、農業機械・施設リース費については1/2以内とし、実証等のために行う改植等の経費については別表2に準ずる。
3 1地区当たり事業費	果樹モデル地区1地区当たり1千万円を上限とする。

別表5 (緊急需給調整特別対策事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象となる経費	(略)
2 緊急需給調整資金の額	(略)
3 中央協会業務方法書第80条の実施細則に定める単価及び指定果実出荷事業者に対する補給金の交付	中央協会業務方法書第80条の実施細則に定める補給金の単価は44円/kgである。指定果実出荷事業者に対する補給金は当該指定果実出荷事業者の緊急需給調整の実行数量を乗じて算出される額を限度とし定額を交付する。

別表6 (略)

別表7 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 国産果実競争力強化事業	(1)～(2) (略) (3) 事業実施者 業務方法書95条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。 (1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等 (1)のエ及びオについては、全ての国産果樹の加工業者等

別表8～別表9 (略)

旧

別表3 (略)

(新規)

別表4 (緊急需給調整特別対策事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象となる経費	(略)
2 緊急需給調整資金の額	(略)
3 中央協会業務方法書第75条の実施細則に定める単価及び指定果実出荷事業者に対する補給金の交付	中央協会業務方法書第75条の実施細則に定める補給金の単価は44円/kgである。指定果実出荷事業者に対する補給金は当該指定果実出荷事業者の緊急需給調整の実行数量を乗じて算出される額を限度とし定額を交付する。

別表5 (略)

別表6 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 国産果実競争力強化事業	(1)～(2) (略) (3) 事業実施者 業務方法書91条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。 (1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等 (1)のエ及びオについては、全ての国産果樹の加工業者等

別表7～別表8 (略)